

りそな 米国短期債オープン

追加型株式投資信託 / バランス型

目論見書
2004年8月

設定・運用は

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント



ASSET MANAGEMENT

当ファンドは、主として米国の公社債に投資しますので、金利変動リスク、信用リスク、モーゲージ担保証券やアセットバック証券等の期限前償還リスク、為替変動リスク等の要因により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

当ファンドは、投資家の皆様の投資元本および収益が保証されているものではありません。

運用により信託財産に生じた損益は、全て投資家の皆様に帰属します。

当ファンドは、預金保険機構あるいは保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

ニューヨーク証券取引所の休業日または米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合は、ご購入の申込みおよびご換金の申込みの受付を行ないませんのでご留意下さい。

「りそな・米国短期債オープン」の受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により、有価証券届出書を平成16年7月16日に関東財務局長に提出しており、平成16年8月1日にその届出の効力が生じております。

有価証券届出書提出日……………平成16年7月16日

募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称…………りそな・米国短期債オープン

募集内国投資信託受益証券の金額……………継続募集額 5,000億円を上限とします。

発行者名……………ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

代表者の役職氏名……………代表取締役社長 右近徳雄

本店の所在の場所……………東京都中央区日本橋兜町5番1号

縦覧に供する場所……………該当事項はありません。

目 次

	頁
第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
第2 ファンドの経理状況	28
第3 その他	42
第4 内国投資信託受益証券事務の概要	42
約款	(巻末)

第一部証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・米国短期債オープン（以下「ファンド」といいます。）

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益証券で、原則として無記名式です（以下「受益証券」といいます。）
なお、無記名式から記名式への変更、または、記名式から無記名式への変更を行なうことができます。また、格付けは取得しておりません。

(3) 発行数

継続募集期間（平成16年8月1日から平成17年7月26日まで）において、発行価額の総額（受益証券1口当りの各発行価格に、各発行口数を乗じた額の累計額）が、5,000億円となる口数を上限とします。

(4) 発行価額の総額

この継続募集期間中については、5,000億円を上限とします。

(5) 発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額*とします（当初元本：1口=1円）

ただし、「自動けいぞく投資約款」（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。）にしたがった契約（以下「別に定める契約」といいます。）によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

*「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当りの純資産価額をいいます（ただし、便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。）。基準価額は、組入有価証券の値動き等により日々変動します。

基準価額は、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）あるいは販売会社（お申込み窓口等）にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「米国短期」と表示されます。）に掲載されます。

(6) 申込手数料

ございません。

(7) 申込単位

自動けいぞく投資コース

1万円以上1円単位です。

*取得申込代金（発行価格に取得申込口数を乗じた額。以下同じ。）において1万円以上1円単位とします。

*取得申込時に販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。この場合、原則として収益分配金は税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

*自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1口単位とし

ます。

* 「定期引出コース」を取り扱っている販売会社の本支店等においては、「定期引出コース」を選択することができます。

* 確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1円以上1円単位となります。

* 確定拠出年金制度のご利用の場合は、「定期引出コース」の選択はできません。

一般コース

1万口以上1万口単位です。

販売会社毎の取扱いコース等については、各販売会社にご確認ください。

また、委託会社（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）でもご照会いただけます。

(8) 申込期間

平成16年8月1日から平成17年7月26日までとします*。

* 申込（継続募集）期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(9) 申込取扱場所

申込取扱場所については、委託会社にお問い合わせ下さい（お問い合わせ窓口は、「(13)その他」の末尾をご参照下さい。）

* 販売会社によっては、一部の支店等で取扱いをしていない場合があります。詳しくは、販売会社にご確認ください。

(10) 払込期日

受益証券の取得申込者は、販売会社が定める期日までに、取得申込代金を販売会社に支払うものとします。詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。

各取得申込日にかかる発行価額の総額は、追加信託を行なう日に、各販売会社より委託会社の口座を経由して、ユーエフジェイ信託銀行株式会社（以下「受託会社」といいます。）のファンド口座に払い込まれます。

(11) 払込取扱場所

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所については、上記「(9) 申込取扱場所」と同一です。

(12) 振替機関に関する事項

該当事項はありません。

(13) その他

申込みの方法等

1) 受益証券の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

* なお、確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、確定拠出年金制度に関する手続きが必要となります。

2) 分配金の受取方法の違いにより、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受取ることを選択することもできます。

* 確定拠出年金制度のご利用による場合は、「定期引出取引」の選択はできません。

「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受取るコースのことをいいます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。その際、保護預りに関する契約を同時に締結していただきます。

「一般コース」の場合、販売会社と保護預り契約を締結していただくことにより、販売会社の保護預りとすることができますが、「自動けいぞく投資コース」の場合は、受益証券は全て保護預りとなります。

3) 毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって、受益証券の取得申込みを行なう「定時定額購入取引(積立て)」につきましては、販売会社にお問い合わせ下さい。

4) 原則として各営業日の午後3時(年末年始など半休日の場合は午前11時)までに取得申込みが行なわれ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

取得申込受付の中止

1) 取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日*(一般に米国の銀行休業日に相当)の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行ないません。

* 平成16年中の受付不可日は以下の通りとなっております。ただし、有価証券届出書提出日現在把握しているものであり、今後変更になる場合がございます。

平成16年1月1日(木)	ニュー・イヤーズ・デイ
1月19日(月)	キング牧師誕生記念日
2月16日(月)	ワシントン誕生記念日
4月9日(金)	復活祭(聖金曜日)
5月31日(月)	戦没者記念日
7月5日(月)	独立記念日
9月6日(月)	労働者の日
10月11日(月)	コロンプス記念日
11月11日(木)	復員軍人の日
11月25日(木)	感謝祭
12月24日(金)	クリスマス(振替休日)

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

委託会社のお問合わせ先

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル：0120-498-104

受付は土・日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時
(わが国の証券取引所の半休日は午前9時から正午)

URL <http://www.sgam.co.jp/>

第二部ファンド情報

第1ファンドの状況

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

主として米国の公社債に投資を行ない、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型株式投資信託・バランス型*に属します。

*「バランス型」とは、社団法人投資信託協会による商品の分類方法において、「約款上株式組入限度70%未満のファンドで、株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行なうもの」をいいます。

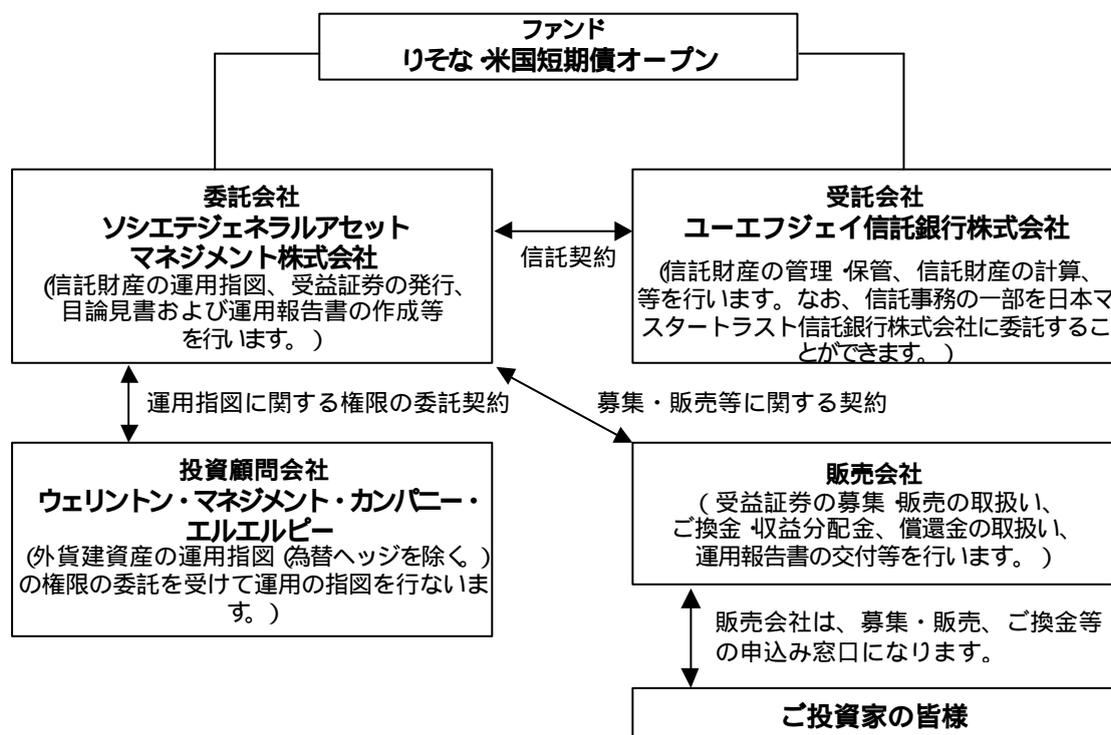
受益証券の信託金限度額は1兆円です。ただし、受託会社と合意のうえ、信託金限度額を変更することができます。

(2) ファンドの沿革

平成11年4月28日	信託契約の締結、ファンドの設定、ファンドの運用開始
平成14年10月15日	ファンドの名称を、「あさひ東京・米国短期債オープン」から「りそな・米国短期債オープン」に変更

(3) ファンドの仕組み

委託会社及びファンドの関係法人



委託会社の概況

- 1) 名称 ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
- 2) 住所 東京都中央区日本橋兜町5番1号
- 3) 資本金 平成16年8月1日現在：12億円
- 4) 会社の沿革
- | | |
|-------------|--|
| 昭和46年11月22日 | 山一投資コンサルティング株式会社設立 |
| 昭和55年1月4日 | 山一投資顧問株式会社へ社名変更 |
| 平成10年1月28日 | ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社が主要株主となる |
| 平成10年4月1日 | エスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 |
| 平成10年11月30日 | 証券投資信託委託会社の免許取得 |
| 平成16年8月1日 | りそなアセットマネジメント株式会社と合併及びソシエテ
ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 |

5) 大株主の状況

平成16年8月1日現在

名称	住所	所有株式数	持株比率
ソシエテジェネラル投資顧問株式会社	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100.0%

2 投資方針

(1) 投資方針

米国の多種多様な債券に分散投資します。

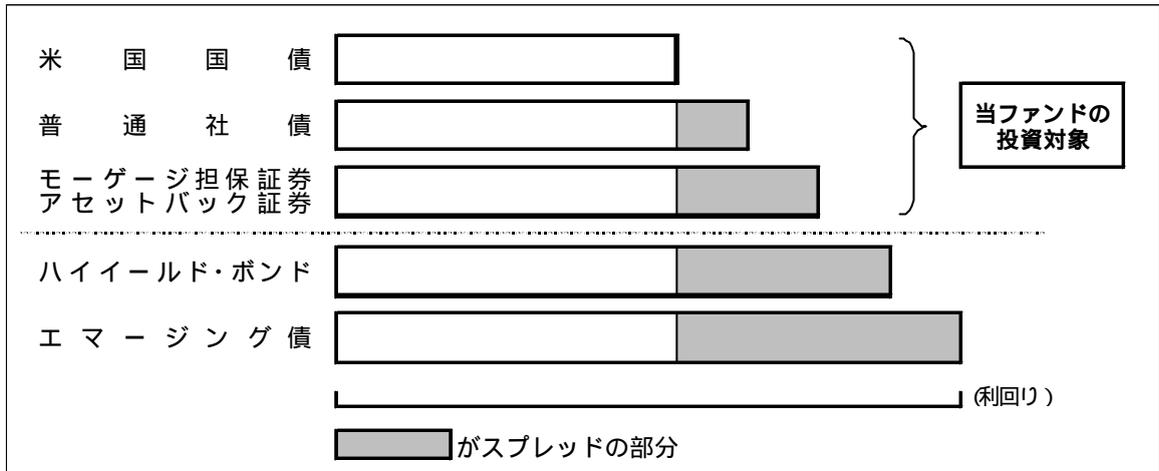
主として米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券、アセットバック証券および短期金融商品等に分散投資を行いません。

《主な投資対象の内容》

米国国債	米国政府が発行する債券で、安全性と流動性が非常に高いものです。
政府機関債	政府が直接保有する機関が発行する政府保証債と、民営の政府系機関が発行する政府保証のない債券があります。
社債	企業が発行する債券で、発行企業の信用力等に応じて格付が付与されています。
モーゲージ担保証券	主として住宅ローンを担保として発行された証券です。米国の政府機関・政府支援機関が保証または発行するものは、米国国債と並ぶ高い信用力を有しています。
アセットバック証券	自動車ローンやクレジットカードローン等各種の貸付債権を担保として発行された証券です。担保となっている貸付債権の質等によって格付が付与されています。

債券の種類（セクター）や格付、残存期間等の違いから生じる利回り格差（スプレッド）に着目します。また、為替リスクを原則としてフルヘッジすることにより、国内短期金利プラスアルファの収益獲得を目指します。

[米回国債との利回りスプレッド] (イメージ図)



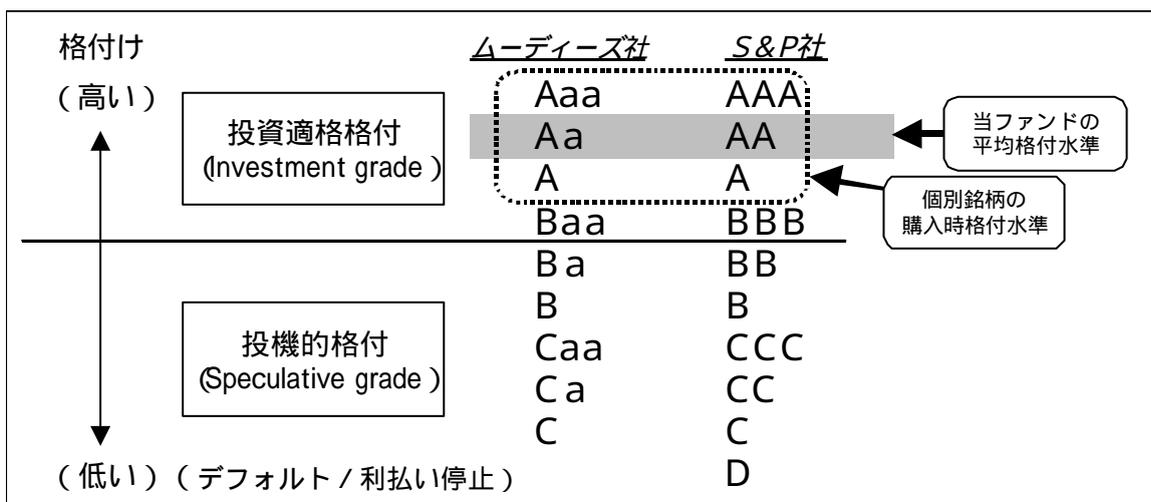
当ファンドは、以下の様に金利変動リスク・信用リスク・為替変動リスクの低減を図ります。

1) 金利変動リスクの低減を図るため、平均デュレーション*を2年程度に抑えます。

*デュレーションとは、金利変動に対する債券価格の感応度を示す一般的な指標で、この値が大きいほど金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。

2) 信用リスクの低減を図るため、原則として組入債券の平均格付を Aa 格 (ダブル A 格。原則として、ムーディーズ社の格付を利用します。) 以上、個別銘柄の格付は購入時 A 格 (シングル A 格。ムーディーズ社または S&P 社の格付を利用します。) 以上とします。

*債券の格付とは、債券の元本、利息の支払いの確実性の度合いを示すものです。債券の安全性を示すものですが、投資価値を示すものではありません。平均格付とは、格付機関が定義している各格付を指数化し、組入比率で加重平均することにより算出した組入債券全体の格付を表したものをいいます。当ファンドの組入債券全体の平均格付水準は次の図のように高い水準となります。



3) 為替変動リスクの低減を図るため、外貨建資産については原則としてフルヘッジを行います。

ポートフォリオの構築について

1) デュレーション管理

経済データおよび金融・財政政策、資本市場動向、イールドカーブ（利回り曲線）の形状等の分析を基に短期金利を予測し、この予測と市場金利を比較し、デュレーション戦略を決定します。

2) 債券のセクター配分

債券のセクター配分を重視し、マクロ経済予測、市場分析、企業分析などにより最適と考えられるセクター配分をアクティブに適時行ないます。

3) 個別銘柄選択

クレジットアナリスト等による分析および計量モデルによる証券価値分析・評価に基づき、個別銘柄の選択を行ないます。

米国債券運用のプロフェッショナル

1) 米国のウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー（住所：75 State Street, Boston, Massachusetts 02109）に、外貨建資産の運用指図（為替ヘッジを除きます。）の権限を委託します。

ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーについて

ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーは米国における創業 1928 年の大手独立系運用会社です。

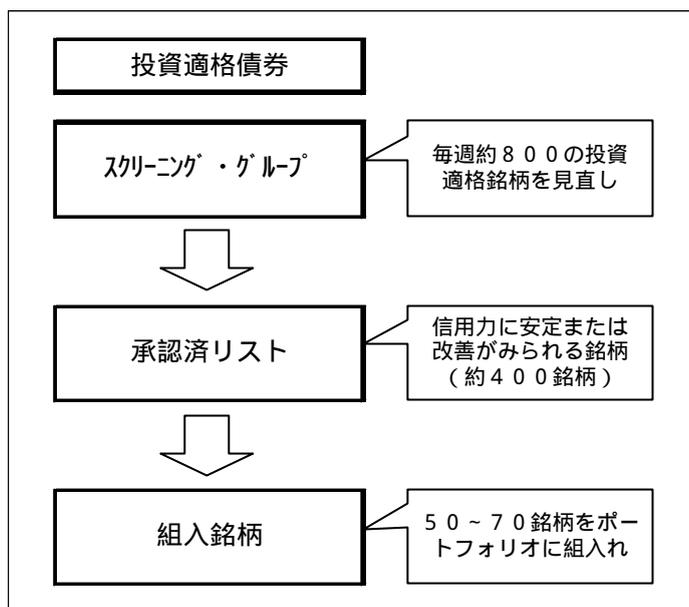
投信ビジネスにおいては、自ら投資信託を設定・販売する人員をかかえず、100%投資運用に専念し、人員等の経営資源を顧客資産の運用に集中させています。

リサーチチームを含む 300 名（2004 年 3 月末日現在）を超える投資プロフェッショナルを擁しています。グローバルなマクロ経済、産業アナリストおよびテクニカルマクロ、クオオンツ、アセットアロケーションアナリストからの情報と、株式、債券および地域アナリストの分析結果をもとに、株式、債券ポートフォリオマネジャーがポートフォリオを構築し、株式、債券の各々専門のトレーダーが売買発注を行ないます。

米国を中心に世界 43 カ国に 1,000 以上の機関投資家向け、企業年金、投信向け等の一任契約として 4,170 億ドル（約 43 兆円）の資産運用を行なっています。（2004 年 3 月末日現在、1 米ドル=104.22 円）

2) ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーは、組入債券の選定にあたり、徹底したリサーチ力を駆使してリスク分析を行ない、銘柄を選別します。具体的には、投資適格債券の中から、毎週約 800 の投資適格銘柄を見直し、その中から信用力に安定または改善がみられる銘柄として約 400 銘柄をリストアップします。最終的にこれらの銘柄の中からポートフォリオへの組入れを行ないます。

[銘柄選定のイメージ]



投資対象国は、主として米国といたしますが、投資環境・市況動向によっては、米国以外の先進国の公社債に投資を行なうこともあります。

ただし、市況動向や資金動向等によっては、前記の運用方針に従った運用ができない場合があります。

(2) 投資対象

主な投資対象

米国の公社債を主要投資対象とします。

運用の指図範囲

委託会社(「1. ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 委託会社及びファンドの関係法人」に記載する、委託会社が運用指図の権限を委託した者を含みます。以下 ~ について同じ。)は信託金を主として次の有価証券に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証券(証券取引法第2

条第1項第5号の2で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国法人の発行する証券または証書で、1.から11.までの証券または証書の性質を有するもの
13. 証券投資信託または外国投資信託証券の受益証券(証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。)
17. 預託証書(証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 貸付債権信託受益権(証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。)
20. 外国法人に対する権利で前記19.の権利の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.ならびに17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものおよび14.の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券および12.ならびに17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 抵当証券

前記 にかかわらず、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前記 の1.から5.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

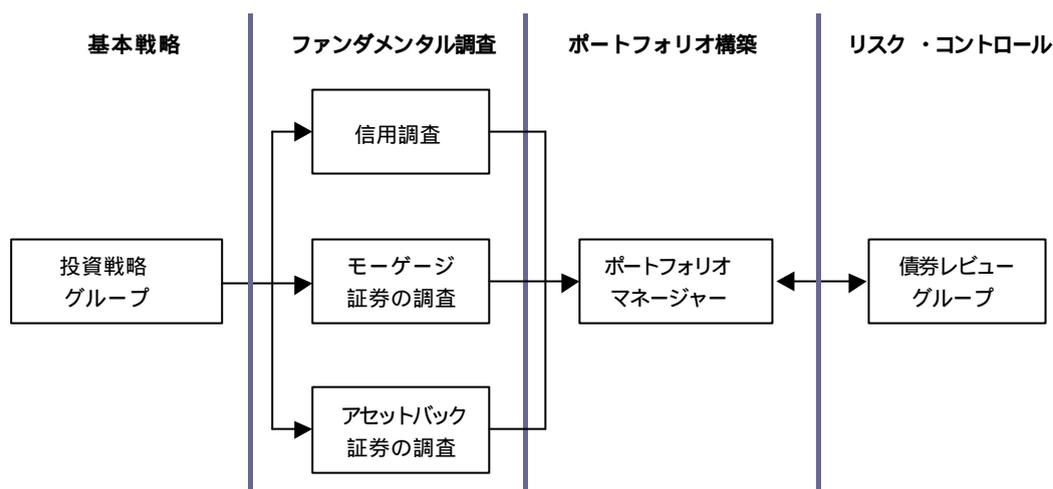
委託会社は、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨の選択権取引、金利の先物取引および金利のオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨の先物取引、通貨のオプション取引、金利の先物取引および金利のオプション取引

と類似の取引を行なうことができます。

委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

(3) 運用体制

外貨建資産の運用指図（為替ヘッジを除く。）を行なう、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーの運用体制は以下の通りです。



債券ポートフォリオは、規律ある一貫した4段階の投資プロセスにしたがって構築されます。この投資プロセスは、トップダウンによる戦略、ボトムアップによるファンダメンタル調査、および継続的なリスク管理という三者を組合わせたものです。

投資戦略の策定とユニバースのスクリーニングにはチーム制を採用しています。一方、日々のポートフォリオ運用はポートフォリオ・マネージャーが個別に行ないます。具体的には、リード・ポートフォリオ・マネージャーが各債券ポートフォリオを運用し、バックアップ・ポートフォリオ・マネージャーがそれをサポートします。このように、大量の情報を多面的に分析する必要がある投資戦略の策定はチーム制をもってし、ファンド毎に柔軟な対応を要求されるポートフォリオ運用にはマネージャー制を敷くなど、チーム制と担当者制のそれぞれの長所をうまく生かした体制を取っています。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の運用体制は以下の通りです。

投資戦略の決定

投資情報会議において、マクロ環境見通し・資産別市場見通しを決定し、それを基に、運用戦略会議および資産配分決定会議において、ファンドの投資戦略および資産配分戦略を決定します。

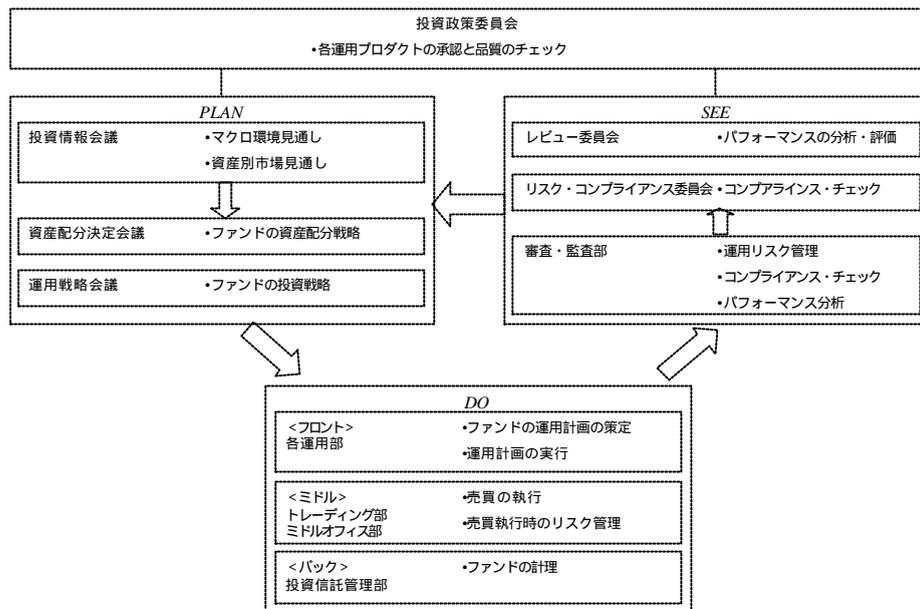
投資戦略に基づく運用の実行

各運用部は、運用戦略会議の決定に基づき、ファンドの運用計画を策定、実行します。

運用結果の評価

レビュー委員会において、ファンドの運用状況の分析・評価を行ない、リスク・コンプライアンス委員会においてコンプライアンス・チェックを行ないます。

また投資政策委員会が運用プロダクトの承認と品質のチェックを行なう形で、運用全体の最終責任を負っています。



* 委託会社の運用体制は平成 16 年 8 月 1 日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 分配方針

収益の分配

毎決算時（毎年 4 月 11 日および 10 月 11 日の年 2 回。ただし、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行ないます。

1) 分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収益*と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

2) 収益分配金額

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、元本部分と同一の運用を行ないます。

* 配当収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額）は、諸経費（信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、および受託会社の立替えた立替金の利息。以下同じ。）監査費用、当該監査費用にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

売買益（売買損益に評価損益を加減した利益金額）は、諸経費、監査費用、当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産に生じた損失は、次期に繰越します。

(5) 投資制限

信託財産の運用指図については、委託会社(「1. ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 委託会社及びファンドの関係法人」に記載する、委託会社が運用指図の権限を委託した者を含みます。)は、法令、および信託契約に基づき、以下の投資制限に従います。

株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

私募により発行された有価証券(短期社債等を除く。)への投資は、信託財産の純資産総額の15%以下とします。

投資する株式等の範囲

委託会社が投資の指図をする株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

信用取引の指図範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券の売付の指図をすることができます。なお、売付の決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことを指図できます。
- 2) 信用取引の指図による売付にかかる建玉の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3) 信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付にかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図を行ないます。

先物取引等の運用指図

- 1) 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします(以下同じ。)
- 2) 委託会社は、わが国の取引所における通貨の先物取引ならびに外国の取引所における通貨の先物取引およびオプション取引を行なうことを指図できます。
- 3) 委託会社は、わが国の取引所における金利の先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことを指図できます。

スワップ取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受

取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことを指図できます。

- 2) スワップ取引の指図にあたっては、取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、信託財産におけるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図します。
- 4) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 5) 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図

- 1) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことを指図できます。
- 2) 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、その取引が信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3) 金利先渡取引の指図にあたっては、信託財産における金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図します。
- 4) 為替先渡取引の指図にあたっては、信託財産における為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図します。
- 5) 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- 6) 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れを指図します。

有価証券の貸付の指図および範囲

- 1) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図ができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時

価合計額の50%を超えないものとします。

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
- 2)前記1)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図します。
- 3)委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行いません。

公社債の空売りの指図範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算において、信託財産に属さない公社債の売付を指図できます。なお、売付の決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡し、または買戻しにより行なうことを指図できます。
- 2)売付の指図を行なう公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の売付にかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付の一部を決済するための指図をするものとします。

公社債の借入れ

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを指図できます。なお、公社債の借入れを行なうにあたり必要と認めたときは、担保の提供の指図を行いません。
- 2)借入れの指図を行なう公社債の時価総額は、信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)信託財産の一部解約等の事由により、前記2)の借入れた公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- 4)借入れのための品借料は信託財産の中から支払います。

同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものへの投資は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への投資には制限を設けません。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により、特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約取引の指図および範囲

- 1)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- 2)予約取引の指図は、信託財産における為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するために行なう予約取引の指図については、この限りではありません。

3)前記 2)の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引を指図します。

資金の借入れ

1)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金の借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2)前記 1)の資金借入額は次に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

1.一部解約金の支払資金の手当てのために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内

2.一部解約金支払日の前営業日において確定した、支払日における支払資金の不足額の範囲内

3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内

3)借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

4)借入金の利息は信託財産の中から支払います。

デリバティブ評価損の制限(投資信託および投資法人に関する法律施行規則第27条第1項第5号)

委託会社は、信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が次の1)および2)に掲げる額(これらの取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により、評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。)ならびに3)および4)に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当ファンドの信託財産において有価証券先物取引等を行なうことまたは継続することを受託会社に指図いたしません。

1)当ファンドの信託財産にかかる先物取引等評価損(有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等の売付約定で発生したものを除きます。)

2)当ファンドの信託財産にかかる有価証券オプション取引等および有価証券店頭オプション取引等のうち、売付約定における原証券等の時価とその行使価格との差額であってそのオプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額からそのオプションの帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの。

3)当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権を表示する証券または証券の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

4)当ファンドの信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証券の時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの。

同一法人の発行する株式(投資信託及び投資法人に関する法律第16条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式の議決権の総数が当該株式の議決権の総数に100分の50の率を乗じた数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図いたしません。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

- ・当ファンドは、主として米国の公社債に投資しますので、金利変動リスク、信用リスク、モーゲージ担保証券やアセットバック証券等の期限前償還リスク、為替変動リスク等の要因により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。
- ・当ファンドは元本および収益の確保が保証されている商品ではありません。
- ・委託会社の指図に基づきファンドに生じた利益および損失はすべて受益者に帰属します。

基準価額の主な変動要因としては、以下の様なものがあります。

1) 金利変動リスク

当ファンドは主として米国の債券に投資を行いません。債券は、一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。各債券の値動きの幅は、デフレーション、クーポン等に左右されます。

2) 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や、公社債および短期金融資産等の利息または償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。

当ファンドでは為替予約取引等を行いませんが、これらの取引には相手先の決済不履行リスクが伴います。

3) モーゲージ担保証券・アセットバック証券等の期限前償還リスク

当ファンドの投資対象であるモーゲージ担保証券、アセットバック証券等には期限前償還リスクがあります。例えば、モーゲージ担保証券には住宅ローンの約定通りの返済や繰上げ返済に伴う期限前償還があり、償還差損が発生する可能性や、再投資リスク（償還金をもって再投資する場合、従前の利回りを確保できないリスク）があります。

期限前償還は、一般的には金利が低下すると増加し、金利が上昇すると減少する傾向があると考えられます。また、期限前償還の増減はその債券の予想残存年数の変化を通じてデフレーションを変動させることもあります。

4) 為替変動リスク

当ファンドは、外貨建資産に対して、原則として為替フルヘッジを行いませんが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が米ドル金利よりも低い場合には、両通貨の短期金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

5) 流動性リスク

解約代金を手当てするために有価証券を大量に売却しなければならないことがあります。その際、市況動向や流動性等の状況によっては基準価額が大きく下落することがあります。また、取引量が比較的小さな市場に投資する場合、期待される価格で売却できないことがあります。

* 上記は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

1) ファンドの繰上償還

当ファンドは、信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、あるいは受益権の残存口数が当初設定時の受益権口数の10分の1(319,669,000口)を下回ることとなった場合等には、信託を終了させることがあります。

2) 解約の中止

ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日(一般に米国の銀行休業日に相当)の場合には、一部解約請求の受付は行ないません。

*平成16年の受付不可日は「6. 管理及び運営 (1) 資産管理等の概要 申込(販売)手続等 1)」をご覧ください。

証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付が中止されることがあります。

(2) リスク管理体制

外貨建資産の運用指図(為替ヘッジを除く。)を行なう、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーのリスク管理体制は以下の通りです。

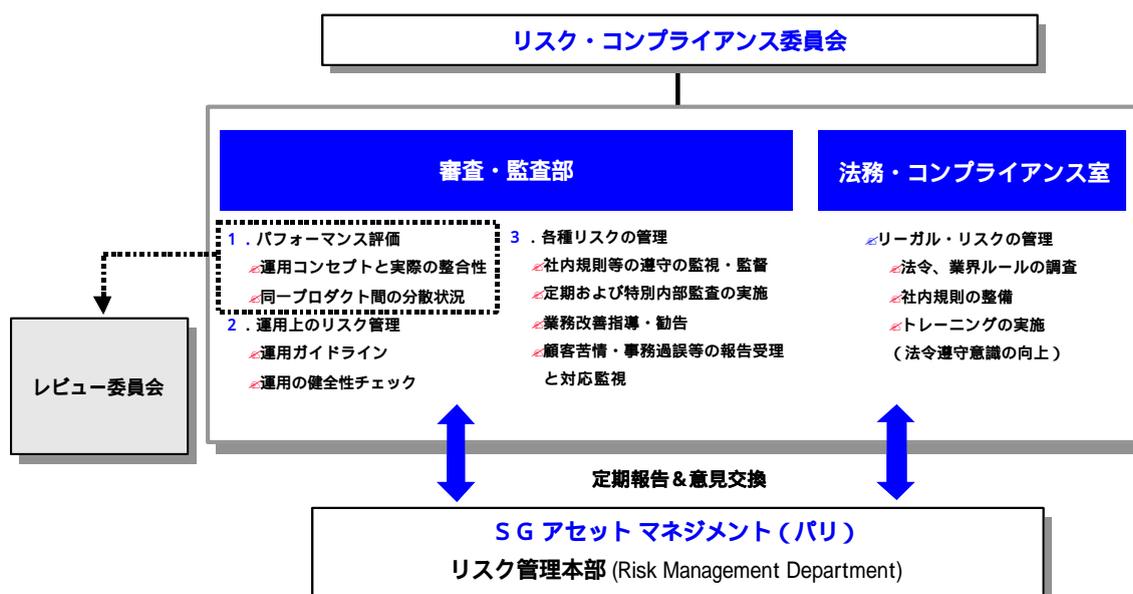
ポートフォリオ・マネジャーは各自、自分の担当するポートフォリオについて毎週総合的なトレーディング/ポートフォリオ分析を行ないます。

債券投資プロセスと一体の関係にある「債券レビュー・グループ(FIRG)」は、全勘定を月次で監視し、社内の投資戦略が一貫して実行されていることを確認し、保有銘柄が当ファンドの目標と期待に沿ったものであることを確認します。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社のリスク管理体制は、以下の通りです。

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性を踏まえたパフォーマンス評価・検討を行なっています。

委託会社のリスク管理体制



* 委託会社のリスク管理体制は、平成16年8月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

ございません。

(2) 換金（解約）手数料

ございません。

(3) 信託報酬等

信託報酬等の額

1) 委託会社（販売会社が受取る報酬を含みます。）および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 68.25(税抜き 65)の率を乗じた額とします。

（内訳は以下の通りとなります。）

年 10,000 分の委託会社 39.90(税抜き 38)

販売会社 23.10(税抜き 22)

受託会社 5.25(税抜き 5)

委託会社の報酬には、外貨建資産の運用指図の権限を委託するウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに対する報酬が含まれています。その報酬額は、信託財産の純資産総額に次の報酬率を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに支払うものとします。

純資産総額		報酬率
50 億円以下の部分		年 10,000 分の 25.0
50 億円超	100 億円以下の部分	年 10,000 分の 20.0
100 億円超	250 億円以下の部分	年 10,000 分の 15.0
250 億円超の部分		年 10,000 分の 12.5

2) 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産の中から支払います。

3) 信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支払時に信託財産の中から支払います。

(4) その他の手数料等

信託事務等の諸費用

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産の中から支払います。

2) 信託財産の監査に要する費用の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 0.00525%(税抜き 0.005%)の率を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、当該監査費用にかかる消費税等相当額とともに信託財産の中から支払います。

その他の費用

1) ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、外貨建て資産の保管等に要する費用は信託財産の負担とします。この他に、これらの手数料および費用にかかる消費税等相当額についても信託財産の負担とします。

2) ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、その借入金の利息は信託財産から支払われます。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

なお、税法等が改正された場合には、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

- 1)個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、10%（所得税7%および地方税3%）の税率による源泉徴収が行なわれます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。また、確定申告の必要はありませんが、確定申告により総合課税を選択することもできます。一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年4月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

- 2)買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がある買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*。買取差益は、譲渡所得として10%（所得税7%および地方税3%）の申告分離課税の対象となり、確定申告を行なうことが必要です。確定申告により、買取り時の譲渡益は、株式売買損、公募株式投資信託の一部解約時、償還時および買取り時の損失と、買取り時の譲渡損は株式売買益、公募株式投信の譲渡益との通算が可能となります。

なお、上記の10%（所得税7%および地方税3%）の税率は、平成20年1月1日から、20%（所得税15%および地方税5%）となります。

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

- 3)一部解約時、償還時および買取り時の損失については、確定申告を行なうことにより3年の繰越控除が認められます。
- 4)平成16年10月1日以降、特定口座の対象に公募株式投資信託が加わります。

法人の受益者に対する課税

- 1)法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されたものが法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

なお、上記の7%（所得税）の税率は、平成20年4月1日から15%（所得税）となります。

- 2)買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額となります（ただし、販売会社に保護預りで管理され、販売会社がある買取った受益証券を当日または翌日に償還または一部解約を行なった場合など一定の要件を満たす場合に限られます。）*

*一定の要件を満たさない場合、買取請求時の1口当たりの手取額は、買取請求受付日の基準価額から所得税に相当する金額（個別元本超過額の7%）を差し引いた金額となります。

個別元本について

- 1)追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。

- 2) 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行なう都度、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) ただし、保護預りでない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は各支店等毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金*を控除した額が、その後の個別元本となります。

* 「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、1)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、2)収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

なお、確定拠出年金の加入者に対しては、確定拠出年金制度に関する税制が適用されます。

5 運用状況

(1) 投資状況

平成 16 年 5 月 31 日現在

資産の種類	国名	時価 (円)	投資比率 (%)
国債証券	米国	131,713,044	7.80
特殊債券	米国	1,169,967,530	69.32
社債券	米国	297,119,177	17.60
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	-	89,083,753	5.28
合計 (純資産総額)	-	1,687,883,504	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(注) 外貨建資産については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算しています。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成 16 年 5 月 31 日 (直近日) 現在、同日前 1 年以内における各月末およびファンド設定時からの各計算期間末におけるファンドの純資産総額および基準価額 (1 万口当りの純資産額) の推移は次の通りです。

	純資産総額 (百万円)		基準価額 (円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第 1 期末 (平成 11 年 10 月 12 日)	3,399	3,399	9,841	9,841
第 2 期末 (平成 12 年 4 月 11 日)	2,805	2,805	9,780	9,780
第 3 期末 (平成 12 年 10 月 11 日)	2,825	2,825	9,824	9,824
第 4 期末 (平成 13 年 4 月 11 日)	3,030	3,033	10,056	10,066
第 5 期末 (平成 13 年 10 月 11 日)	2,908	2,951	10,058	10,208
第 6 期末 (平成 14 年 4 月 11 日)	2,818	2,818	10,059	10,059
第 7 期末 (平成 14 年 10 月 11 日)	2,856	2,870	10,234	10,284
第 8 期末 (平成 15 年 4 月 11 日)	2,906	2,923	10,237	10,297
第 9 期末 (平成 15 年 10 月 14 日)	3,019	3,037	10,173	10,233
第 10 期末 (平成 16 年 4 月 12 日)	1,767	1,777	10,125	10,185
平成 15 年 5 月末日	2,946	-	10,297	-
6 月末日	2,942	-	10,289	-
7 月末日	2,925	-	10,226	-
8 月末日	2,932	-	10,192	-
9 月末日	3,044	-	10,240	-
10 月末日	3,123	-	10,151	-
11 月末日	3,122	-	10,156	-
12 月末日	4,496	-	10,175	-
平成 16 年 1 月末日	9,499	-	10,184	-
2 月末日	3,927	-	10,217	-
3 月末日	1,870	-	10,227	-
4 月末日	1,598	-	10,057	-
5 月 31 日 (直近日)	1,687	-	10,028	-

分配の推移

計算期間	1 万口当り 分配金 (円)
第 1 期計算期間 (H11.4.28 ~ H11.10.12)	0
第 2 期計算期間 (H11.10.13 ~ H12.4.11)	0
第 3 期計算期間 (H12.4.12 ~ H12.10.11)	0
第 4 期計算期間 (H12.10.12 ~ H13.4.11)	10
第 5 期計算期間 (H13.4.12 ~ H13.10.11)	150
第 6 期計算期間 (H13.10.12 ~ H14.4.11)	0
第 7 期計算期間 (H14.4.12 ~ H14.10.11)	50

第 8 期計算期間 (H14.10.12 ~ H15.4.11)	60
第 9 期計算期間 (H15.4.12 ~ H15.10.14)	60
第 10 期計算期間 (H15.10.15 ~ H16.4.12)	60

収益率の推移

計算期間	収益率 (%)
第 1 期計算期間 (H11.4.28 ~ H11.10.12)	1.6
第 2 期計算期間 (H11.10.13 ~ H12.4.11)	0.6
第 3 期計算期間 (H12.4.12 ~ H12.10.11)	0.4
第 4 期計算期間 (H12.10.12 ~ H13.4.11)	2.5
第 5 期計算期間 (H13.4.12 ~ H13.10.11)	1.5
第 6 期計算期間 (H13.10.12 ~ H14.4.11)	0.0
第 7 期計算期間 (H14.4.12 ~ H14.10.11)	2.2
第 8 期計算期間 (H14.10.12 ~ H15.4.11)	0.6
第 9 期計算期間 (H15.4.12 ~ H15.10.14)	0.0
第 10 期計算期間 (H15.10.15 ~ H16.4.12)	0.1

(注) 収益率の算出方法：計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を、前期末基準価額で除して 100 を乗じた数です。

(3) 設定及び解約の実績

計算期間	設定数量 (口)	解約数量 (口)
第 1 期計算期間 (H11.4.28 ~ H11.10.12)	3,830,562,479	376,574,980
第 2 期計算期間 (H11.10.13 ~ H12.4.11)	77,139,265	662,249,611
第 3 期計算期間 (H12.4.12 ~ H12.10.11)	38,890,696	31,786,208
第 4 期計算期間 (H12.10.12 ~ H13.4.11)	189,080,489	51,492,189
第 5 期計算期間 (H13.4.12 ~ H13.10.11)	172,510,282	294,312,685
第 6 期計算期間 (H13.10.12 ~ H14.4.11)	125,493,995	215,144,756
第 7 期計算期間 (H14.4.12 ~ H14.10.11)	244,328,197	255,326,307
第 8 期計算期間 (H14.10.12 ~ H15.4.11)	877,406,236	829,098,177
第 9 期計算期間 (H15.4.12 ~ H15.10.14)	241,729,706	113,078,106
第 10 期計算期間 (H15.10.15 ~ H16.4.12)	12,816,072,363	14,038,535,397

6 管理及び運営

(1) 資産管理等の概要

資産の評価

1) 基準価額の算出方法

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当りの純資産総額をいいます。ただし便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度、照会方法

基準価額は、原則として委託会社の各営業日に算出されます。

基準価額は、委託会社*または販売会社にお問い合わせ下さい。また、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞の朝刊（当ファンドは「米国短期」と表示されます。）に掲載されます。

* ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

フリーダイヤル 0120-498-104、ホームページアドレス <http://www.sgam.co.jp/>

申込（販売）手続等

1) 継続募集期間中の各営業日に、受益証券の募集が行なわれます。

ただし、取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日*（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行ないません。

*平成16年中のご購入およびご換金の受付不可日は、以下の通りとなっております。ただし、有価証券届出書提出日現在把握しているものであり、今後変更になる場合がございます。

平成16年1月1日（木）	ニュー・イヤーズ・デイ
1月19日（月）	キング牧師誕生記念日
2月16日（月）	ワシントン誕生記念日
4月9日（金）	復活祭（聖金曜日）
5月31日（月）	戦没者記念日
7月5日（月）	独立記念日
9月6日（月）	労働者の日
10月11日（月）	コロンブス記念日
11月11日（木）	復員軍人の日
11月25日（木）	感謝祭
12月24日（金）	クリスマス（振替休日）

2) 受益証券の取得申込みに際しては、販売会社所定の方法に基づきお手続きください。

*確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、確定拠出年金制度に関する手続きが必要となります。

3) お申込みの受付は原則として各営業日の午後3時（年末年始などわが国の証券取引所が半休日

の場合は午前 11 時)までとし、受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日の受付とします。

- 4) 受益証券のお申込単位は 1 万口以上 1 万口単位です。ただし、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ申込者(自動けいぞく投資コース)に限り、申込代金において 1 万円以上 1 円単位(確定拠出年金制度のご利用によるお申込みの場合は、1 円以上 1 円単位)で取得の申込みを行なうことができます(自動けいぞく投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合は、1 口単位とします。)。なお、定時定額購入取引を申し込まれた申込者については、毎月のあらかじめ指定する日にあらかじめ指定した金額をもって受益証券の取得の申込みを行ないます。
- 5) 受益証券の取得価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、自動けいぞく投資コースで収益分配金を再投資する場合は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- 6) 申込手数料はございません。

換金(解約)手続等

換金に関する手続き、またはご換金価額等についてのご詳細は、販売会社にお問い合わせください。

- 1) 受益者は、一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)により、ご換金することができます。
- 2) ただし、解約請求日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日*(一般に米国の銀行休業日に相当)の場合には、解約請求の受付は行ないません。
*平成 16 年中の休業日は「申込(販売)手続等 1)」をご覧ください。
- 3) 原則として各営業日の午後 3 時(年末年始などが国の証券取引所が半休日の場合は午前 11 時)までに解約請求が行なわれ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とし、これを過ぎて行なわれるお申込みは翌営業日の受付分とします。

4) 換金単位

自動けいぞく投資コース	1 口単位
一般コース	1 万口単位

- 5) 受益者が解約請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。
- 6) 換金価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 7) 解約請求制の手取り額

解約請求による 1 万口当りの手取り額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から所得税および地方税(基準価額が個別元本*を上回った場合その超過額の 10%)を差し引いた金額となります。詳しくは「4. 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

*「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等(申込手数料およびこれにかかる消費税等相当額は含まれません。)をいいます。詳細は「4. 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照下さい。

なお、確定拠出年金の加入者においては、確定拠出年金制度に関する税制が適用されます。

- 8) 解約代金は、解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社の営業所等において受益者に支払います。
- 9) 証券取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止する場合があります。
- 10) 解約請求の受付が中止された場合には、受益者はその受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がある解約請求を撤回しない場合には、受益証券のご換金価額は、その受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受付けたものとして前記6)の規定に準じて計算された価額とします。
- 11) 信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

保管

受益証券の保護預りを希望される受益者は、販売会社に保管（保護預り）することができます。なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合には、受益証券はすべて保護預りとなります。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行なわない場合、受益証券は、受益者の責任において保管することになりますので、大切に保管してください。

信託期間

当ファンドの信託期間は、無期限とします。

ただし、下記「その他 1) ファンドの繰上げ償還（信託の終了）」の規定に基づき信託を終了させることがあります。

計算期間

- 1) 当ファンドの計算期間は、毎年4月12日から10月11日まで、10月12日から翌年4月11日までとします。
- 2) 前記1)に係らず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

その他

1) ファンドの繰上げ償還（信託の終了）

1. 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、この信託契約を解約しファンドを終了させることができます。
 - ・一部解約により信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合、あるいは受益権口数が当初設定の受益権口数の10分の1（319,669,000口）を下回ることとなった場合
 - ・繰上げ償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ・やむを得ない事情が発生したとき

この場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

2. 前記1.の場合、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間（1ヵ月以上とします。）内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、繰上償還は行ないません。
5. 委託会社は、この信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。
6. 前記3.~5.は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記3.の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。
7. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約しファンドを終了させます。
8. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを終了させます。ただし、監督官庁が、このファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、下記「2)信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
9. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約しファンドを終了させます。

2)信託約款の変更

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。この場合、委託会社は、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、変更事項のうちその内容が重大なものについては、あらかじめ変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間(1ヵ月以上とします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更は行なわないこととします。
5. 委託会社は、この信託約款の変更を行なわないこととなったときには、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に交付します。ただし、全ての受益者に書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。
6. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記1.~5.の手続きに従います。

3)反対者の買取請求権

ファンドの繰上償還または信託約款の変更を行なう場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を、当該ファンドの信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「1)ファンドの繰上げ償還」または「2)信託約款の変更」に規定する公告または書面に記載します。

4)運用報告書

委託会社は、計算期間の終了毎に、および償還時にファンドの運用経過、信託財産の内容および組入資産の明細等を記載した運用報告書を作成します。運用報告書は、販売会社よりあらかじめ届出を受けた住所にお届けいたします。

5)公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

6)関係法人との契約の更新に関する手続き

1. 委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

2. 委託会社とウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーとの間で締結された運用指図権限の委託契約の有効期間は、契約日より当ファンドの信託契約終了の日までとします。ただし、委託会社、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーのいずれかが、合理的な事由により、相手方に対し3ヵ月前までに書面をもって解約の予告をした場合には、契約を解除することができます。

また、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーが法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生じせしめた場合等においては、委託会社は運用指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

(2)受益者の権利等

受益権は、取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

収益分配金に対する請求権

- 1)収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目から受益者にお支払いします。
- 2)「自動けいぞく投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行なわれたときに分配金を受取る「定期引出取引」を選択することもできます。

*確定拠出年金制度のご利用による場合は、「定期引出取引」の選択はできません。

- 3)受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

換金請求権

- 1)受益者は、受益証券を1万口単位（自動けいぞく投資コースは1口単位）で、解約請求により、ご換金することができます。
- 2)解約代金は、受益者の解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

償還金に対する請求権

- 1)償還金は、原則として償還日（償還日が休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目から受益者にお支払いします。
- 2)受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

第2 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは証券取引法第193条の2の規定に基づき、第9期計算期間(平成15年4月12日から平成15年10月14日まで)及び第10期計算期間(平成15年10月15日から平成16年4月12日まで)の財務諸表については、新日本監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成25年12月19日

りそなアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 長井 香雄 
関与社員
代表社員 公認会計士 水守 理智 
関与社員
関与社員 公認会計士 上林 敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの総理状況」に掲げられているりそな・米国短期債オープン（以下「ファンド」という。）の平成15年4月12日から平成15年10月14日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドの平成15年10月14日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成16年6月14日

りそなアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 長井 吾雄 
関与社員

代表社員 公認会計士 水守 理智 
関与社員

関与社員 公認会計士 上林 敏子 

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・米国短期債オープン（以下「ファンド」という。）の平成16年10月15日から平成16年4月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積もりの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファンドの平成16年4月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

りそなアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1 財務諸表

りそな・米国短期債オープン

(1) 貸借対照表

科目	第9期	第10期
	(平成15年10月14日現在)	(平成16年4月12日現在)
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	215,164,884	1,929,414
金銭信託	-	216,769
コール・ローン	61,984,403	84,000,000
国債証券	726,182,146	-
特殊債券	1,259,920,283	1,156,125,015
社債券	722,856,622	546,691,967
派生商品評価勘定	128,587,850	-
未収利息	14,771,184	9,815,231
前払費用	1,154,565	322,746
その他未収収益	494,021	932,609
流動資産合計	3,131,115,958	1,800,033,751
資産合計	3,131,115,958	1,800,033,751
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	2,614,250
未払金	83,460,905	-
未払収益分配金	17,808,469	10,473,691
未払解約金	9,997	6,049,135
未払受託者報酬	789,761	1,025,527
未払委託者報酬	9,477,084	12,306,302
その他未払費用	78,909	102,499
流動負債合計	111,625,125	32,571,404
負債合計	111,625,125	32,571,404
純資産の部		
元本		
元本	2,968,078,326	1,745,615,292
剰余金		
期末剰余金	52,254,073	21,847,055
純資産合計	3,019,490,833	1,767,462,347
負債・純資産合計	3,131,115,958	1,800,033,751

(2) 損益及び剰余金計算書

科目	第 9 期	第 10 期
	自 平成 15 年 4 月 12 日 至 平成 15 年 10 月 14 日	自 平成 15 年 10 月 15 日 至 平成 16 年 4 月 12 日
	金額(円)	金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
受取利息	44,478,132	51,591,809
有価証券売買等損益	17,011,032	4,558,605
為替差損益	17,620,501	22,118,684
その他収益	494,021	438,588
営業収益合計	10,340,620	34,470,318
営業費用		
受託者報酬	789,761	1,025,527
委託者報酬	9,477,084	12,306,302
その他費用	696,087	403,720
営業費用合計	10,962,932	13,735,549
営業利益又は営業損失()	622,312	20,734,769
経常利益又は経常損失()	622,312	20,734,769
当期純利益又は当期純損失 ()	622,312	20,734,769
一部解約に伴う当期利益分 配額又は一部解約に伴う当 期純損失分配額()	420,783	22,616,388
期首剰余金	67,415,595	52,254,073
剰余金増加額	5,539,496	242,296,160
(当期一部解約に伴う剰余金 増加額)	(-)	(-)
(当期追加信託に伴う剰余金 増加額)	(5,539,496)	(242,296,160)
剰余金減少額	2,691,020	260,347,868
(当期一部解約に伴う剰余金 減少額)	(2,691,020)	(260,347,868)
(当期追加信託に伴う剰余金 減少額)	(-)	(-)
分配金	17,808,469	10,473,691
期末剰余金	52,254,073	21,847,055

重要な会計方針

項目	第9期 自 平成15年4月12日 至 平成15年10月14日	第10期 自 平成15年10月15日 至 平成16年4月12日
1.有価証券の評価基準および評価方法	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券等 証券取引所に上場されている有価証券等は、原則として証券取引所における計算期間末日の最終相場又は清算値段（外貨建証券等の場合は計算期間末日において知り得る直近の日の最終相場又は清算値段）で評価しております。</p> <p>計算期間末日に当該証券取引所の最終相場等がない場合には、当該証券取引所における直近の日の最終相場等で評価しておりますが、直近の日の最終相場等によることが適当でないと認められた場合は、当該証券取引所における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券等 当該有価証券等については、原則として日本証券業協会発表の店頭基準気配値段、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格提供会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券等 適正な評価額を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価として認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託業者が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額で、もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(4)残存期間1年以内の公社債等 買付けにかかる約定日から1年以内で償還を迎える公社債等（償還日の前年応答日が到来したものを含む）で、価額変動性が限定的であり、償却原価法による評価方法が合理的かつ受益者の利益を害しないと投資信託委託業者が判断した場合は、当該方法により評価しております。ただし、時価と評価額に乖離が生じ、投資信託委託業者が適正な基準価額の計算上必要と判断した場合には、速やかに時価による評価換えを行うものとしします。</p>	<p>国債証券、特殊債券、社債券は個別法に基づき、以下のとおり原則として時価で評価しております。</p> <p>(1)証券取引所に上場されている有価証券等 同左</p> <p>(2)証券取引所に上場されていない有価証券等 同左</p> <p>(3)時価が入手できなかった有価証券等 同左</p> <p>(4)残存期間1年以内の公社債等 同左</p>

2.派生商品の評価基準及び評価方法	派生商品は、原則として個別法に基づき時価で評価しております。	同左
3.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客相場の仲値によって計算し、為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物相場の仲値によって計算しております。	同左
4.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益、派生商品取引等損益及び為替差損益の計上基準	同左
5.その他	-	当ファンドの計算期間は前期末及び当期末が休日の為、平成15年10月15日から平成16年4月12日までとなっております。

表示方法の変更

第9期 自 平成15年4月12日 至 平成15年10月14日	第10期 自 平成15年10月15日 至 平成16年4月12日
1.従来の「当期利益又は当期損失」及び「一部解約に伴う当期利益分配額又は一部解約に伴う当期損失分配額」は、投資信託財産計算規則の改正により、当計算期間から「当期純利益又は当期純損失」及び「一部解約に伴う当期純利益分配額又は一部解約に伴う当期純損失分配額」としてあります。 また、従来の「期末剰余金又は期末欠損金」については、投資信託財産計算規則の改正により、「当期利益又は当期損失」の付記を当計算期間より行なっておりません。	-

注記事項

(貸借対照表関係)

第9期 (平成15年10月14日現在)	第10期 (平成16年4月12日現在)
1.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	1.信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額
期首元本額 2,839,426,726 円	期首元本額 2,968,078,326 円
期中追加設定元本額 241,729,706 円	期中追加設定元本額 12,816,072,363 円
期中一部解約元本額 113,078,106 円	期中一部解約元本額 14,038,535,397 円

(損益及び剰余金計算書関係)

第 9 期 自 平成 15 年 4 月 12 日 至 平成 15 年 10 月 14 日	第 10 期 自 平成 15 年 10 月 15 日 至 平成 16 年 4 月 12 日																																																												
1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 3,771,847 円	1.信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託するために要する費用として委託者報酬の中から支弁している額 4,774,623 円																																																												
2.受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 789,761 円	2.受託会社との取引高 営業取引(受託者報酬) 1,025,527 円																																																												
3.分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金額 508,301,985 円 (一万口当たり 1,712.57 円)のうち、17,808,469 円(一万口当たり 60 円)を分配金額としております。	3.分配金の計算過程 計算期間末における分配対象金額 307,577,273 円 (一万口当たり 1,762 円)のうち、10,473,691 円(一万口当たり 60 円)を分配金額としております。																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等 収益額</td> <td>A</td> <td>33,272,404 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠 損金補てん後の有価 証券売買等損益</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>201,620,316 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>D</td> <td>273,409,265 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対 象収益額</td> <td>E=A+B +C+D</td> <td>508,301,985 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残 存口数</td> <td>F</td> <td>2,968,078,326 口</td> </tr> <tr> <td>一万口当たりの収益 分配対象額</td> <td>G=E/F</td> <td>1,712.57 円</td> </tr> <tr> <td>一万口当たりの分配 額</td> <td>H</td> <td>60.00 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H</td> <td>17,808.469 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等 収益額	A	33,272,404 円	費用控除後・繰越欠 損金補てん後の有価 証券売買等損益	B	- 円	収益調整金額	C	201,620,316 円	分配準備積立金	D	273,409,265 円	当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B +C+D	508,301,985 円	当ファンドの期末残 存口数	F	2,968,078,326 口	一万口当たりの収益 分配対象額	G=E/F	1,712.57 円	一万口当たりの分配 額	H	60.00 円	収益分配金金額	I=F×H	17,808.469 円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等 収益額</td> <td>A</td> <td>10,614,609 円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠 損金補てん後の有価 証券売買等損益</td> <td>B</td> <td>- 円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>281,937,724 円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>D</td> <td>15,024,940 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対 象収益額</td> <td>E=A+B +C+D</td> <td>307,577,273 円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残 存口数</td> <td>F</td> <td>1,745,615,292 口</td> </tr> <tr> <td>一万口当たりの収益 分配対象額</td> <td>G=E/F</td> <td>1,762.00 円</td> </tr> <tr> <td>一万口当たりの分配 額</td> <td>H</td> <td>60.00 円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金金額</td> <td>I=F×H</td> <td>10,473.691 円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等 収益額	A	10,614,609 円	費用控除後・繰越欠 損金補てん後の有価 証券売買等損益	B	- 円	収益調整金額	C	281,937,724 円	分配準備積立金	D	15,024,940 円	当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B +C+D	307,577,273 円	当ファンドの期末残 存口数	F	1,745,615,292 口	一万口当たりの収益 分配対象額	G=E/F	1,762.00 円	一万口当たりの分配 額	H	60.00 円	収益分配金金額	I=F×H	10,473.691 円
項目																																																													
費用控除後の配当等 収益額	A	33,272,404 円																																																											
費用控除後・繰越欠 損金補てん後の有価 証券売買等損益	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	201,620,316 円																																																											
分配準備積立金	D	273,409,265 円																																																											
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B +C+D	508,301,985 円																																																											
当ファンドの期末残 存口数	F	2,968,078,326 口																																																											
一万口当たりの収益 分配対象額	G=E/F	1,712.57 円																																																											
一万口当たりの分配 額	H	60.00 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H	17,808.469 円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等 収益額	A	10,614,609 円																																																											
費用控除後・繰越欠 損金補てん後の有価 証券売買等損益	B	- 円																																																											
収益調整金額	C	281,937,724 円																																																											
分配準備積立金	D	15,024,940 円																																																											
当ファンドの分配対 象収益額	E=A+B +C+D	307,577,273 円																																																											
当ファンドの期末残 存口数	F	1,745,615,292 口																																																											
一万口当たりの収益 分配対象額	G=E/F	1,762.00 円																																																											
一万口当たりの分配 額	H	60.00 円																																																											
収益分配金金額	I=F×H	10,473.691 円																																																											

(有価証券関係)

売買目的有価証券の貸借対照表計上額及び時価

第 9 期 (自平成 15 年 4 月 12 日 至平成 15 年 10 月 14 日)

(単位 : 円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
国債証券	726,182,146	172,003
特殊債券	1,259,920,283	5,987,748
社債券	722,856,622	1,861,285
合 計	2,708,959,051	7,677,030

第 10 期 (自平成 15 年 10 月 15 日 至平成 16 年 4 月 12 日)

(単位 : 円)

種 類	貸借対照表計上額	当計算期間の損益に含まれた評価差額
特殊債券	1,156,125,015	1,947,676
社債券	546,691,967	1,079,313
合 計	1,702,816,982	3,026,989

(デリバティブ取引関係)

取引の状況に関する事項

第10期 自 平成15年10月15日 至 平成16年4月12日	
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は為替予約取引であります。
2.取引に対する取組方針	外国為替予約取引は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を越えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
3.取引の利用目的	当ファンドは、信託財産が運用対象とする外貨建資産の価格変動リスクを回避する目的で、為替予約取引を行っております。
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引は為替変動リスクを有しております。 当ファンドは主として国内の大手金融機関を相手方としてデリバティブ取引を行っており、相手方の契約不履行に係る信用リスクは低いと判断しております。
5.取引に係るリスクの管理体制	当ファンドのデリバティブ取引については、法令、約款および運用に係る社内規則に従って、実行・管理されております。 ファンドの運用にあたっては、運用部門である運用部、取引の執行部門であるトレーディング室、事務管理部門である総務管理部がそれぞれ組織的に独立し、相互にチェックを行っております。 また、リスク管理部門である考査部が、独立した組織として、日々の取引内容、残高、損益状況及びファンドの運用方針との整合性などのリスク状況のチェックを行い、結果を運用部門に還元しております。また、投資管理会議において経営に報告しております。 当社では、以上よりデリバティブ取引について、相互牽制によるリスクの抑制と管理を図る体制を採っております。

取引の時価等に関する事項

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	第9期 (平成15年10月14日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,971,092,850	-	2,842,505,000	128,587,850
合計		2,971,092,850	-	2,842,505,000	128,587,850

通貨関連

(単位：円)

区分	種類	第10期 (平成16年4月12日現在)			
		契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	1,704,784,750	-	1,707,399,000	2,614,250
合計		1,704,784,750	-	1,707,399,000	2,614,250

(注)時価の算定方法

- 1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価する。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いています。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いています。

2. 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値で評価しています。

(一口当たり情報)

	第9期 (平成15年10月14日現在)	第10期 (平成16年4月12日)
1万口当たり純資産額	10,173円	10,125円

(重要な後発事象)

第9期(自平成15年4月12日至平成15年10月14日)

該当事項はありません。

第10期(自平成15年10月15日至平成16年4月12日)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

1) 株式

該当事項はありません。

2) 株式以外の有価証券

(平成16年4月12日現在)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	特殊債券	ADVANTA MORT FRN 291125	123,726.31	123,874.78	
米ドル	特殊債券	AMERICAN EXPRESS 090115	40,000.00	39,500.00	
米ドル	特殊債券	BANK ONE AUTO SEC 070920	135,000.00	134,865.00	
米ドル	特殊債券	BANK ONE IS 080115	200,000.00	205,620.00	
米ドル	特殊債券	BANK ONE IS 080616	125,000.00	127,037.50	
米ドル	特殊債券	BMW VEHICLE OWNER 060525	53,971.30	54,359.89	
米ドル	特殊債券	BMW VEHICLE OWNER 070225	100,000.00	100,410.00	
米ドル	特殊債券	CAPITAL AUTO 080317	150,000.00	151,590.00	
米ドル	特殊債券	CAPITAL ONE PRIME 071115	110,000.00	110,055.00	
米ドル	特殊債券	CARMAX AUTO 070215	125,000.00	125,000.00	
米ドル	特殊債券	CARMX AUTO OWNER 071015	180,000.00	180,432.00	
米ドル	特殊債券	CHASE COMMERCIAL 300518	150,000.00	166,200.00	
米ドル	特殊債券	CHASE MANHATTAN 060315	75,000.00	75,007.50	
米ドル	特殊債券	CHASE MANHATTAN 070515	125,000.00	124,837.50	
米ドル	特殊債券	CHASE MANHATTAN 071115	120,000.00	120,528.00	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	特殊債券	CHASE MANHATTAN 080915	225,000.00	231,840.00	
米ドル	特殊債券	CIT EQPMNT 120920	209,311.95	213,100.49	
米ドル	特殊債券	CITIBANK CRED 080115	125,000.00	126,450.00	
米ドル	特殊債券	CITIBANK CREDIT 090120	200,000.00	199,540.00	
米ドル	特殊債券	CRUSADE GLOBAL 340918	205,064.68	205,310.75	
米ドル	特殊債券	DAIMLER CHRYSLER 060306	103,571.83	104,959.69	
米ドル	特殊債券	DAIMLER CHRYSLER 070206	250,000.00	255,000.00	
米ドル	特殊債券	FANNIE MAE 15Y 170601	500,667.45	532,509.89	
米ドル	特殊債券	FANNIE MAE POOL 616218	1,262,239.13	1,309,320.64	
米ドル	特殊債券	FANNIE MAE POOL 725215	1,343,144.19	1,412,316.11	
米ドル	特殊債券	FIRST UNION LEHMA 351118	150,000.00	166,950.00	
米ドル	特殊債券	FORD CREDIT 050815	40,774.71	40,782.86	
米ドル	特殊債券	FREDDIE MAC090715	350,000.00	352,940.00	
米ドル	特殊債券	FREDDIE MAC	300,000.00	305,490.00	
米ドル	特殊債券	FREDDIE MAC 190315	375,000.00	381,937.50	
米ドル	特殊債券	GNMA 130415	221,192.65	236,853.08	
米ドル	特殊債券	HARLEY DAVIDSON 080515	72,129.33	74,343.70	
米ドル	特殊債券	HONDA AUTO 071218	200,000.00	204,780.00	
米ドル	特殊債券	HONDA AUTO RECEIV 070221	150,000.00	150,090.00	
米ドル	特殊債券	HONDA AUTO RECEIV 071018	85,000.00	85,459.00	
米ドル	特殊債券	HYUNDAI AUTO REC 071115	65,000.00	65,240.50	
米ドル	特殊債券	JOHN DEERE OWNER 070415	90,000.00	89,982.00	
米ドル	特殊債券	MBNA CREDIT CARD 071115	200,000.00	205,300.00	
米ドル	特殊債券	MBNA CREDIT CARD 090715	125,000.00	132,375.00	
米ドル	特殊債券	MORGAN STANLEY 060623	48,529.16	51,271.05	
米ドル	特殊債券	MORGAN STANLY CAP 300315	135,000.00	149,107.50	
米ドル	特殊債券	NISSAN AUTO REC 050915	41,569.93	41,740.36	
米ドル	特殊債券	NISSAN AUTO REC 061215	150,000.00	150,570.00	
米ドル	特殊債券	NOMURA ASSET SECU 300315	150,000.00	167,670.00	
米ドル	特殊債券	ONYX ACCEPT 060415	55,818.58	56,125.58	
米ドル	特殊債券	ONYX ACCEPTANCE 080317	255,000.00	255,306.00	
米ドル	特殊債券	RESIDENTIAL ASSET 200125	82,895.87	82,920.73	
米ドル	特殊債券	RESIDENTIAL ASSET 240625	130,000.00	130,494.00	
米ドル	特殊債券	RESIDENTIAL ASSET 250925	85,000.00	84,762.00	
米ドル	特殊債券	TOYOTA AUTO RECV 060215	75,000.00	75,007.50	
米ドル	特殊債券	USAA AUTO OWNER 070615	150,000.00	149,835.00	
米ドル	特殊債券	WFS FINANCIAL 070820	140,000.00	140,700.00	
米ドル	特殊債券	WHOLE AUTO 050615	58,091.06	58,149.15	
米ドル	特殊債券	WHOLE AUTO 061015	135,000.00	135,297.00	
米ドル	特殊債券	WHOLE AUTO LOAN 070515	210,000.00	210,609.00	
	小計		10,562,698.13	10,861,753.25	
		(邦貨換算額)		(1,156,125,015)	
米ドル	普通社債	ALABAMA POWER CO 060215	100,000.00	100,520.00	
米ドル	普通社債	ALCOA INC 070815	150,000.00	156,285.00	
米ドル	普通社債	AMERICAN AIR FRN 070923	83,425.10	83,508.52	
米ドル	普通社債	AMERICAN EXPRESS 060912	150,000.00	160,725.00	
米ドル	普通社債	BOEING CAPITAL CO 080825	25,000.00	25,960.00	
米ドル	普通社債	BRISTOL-MYERS 061001	115,000.00	121,083.50	
米ドル	普通社債	CARDINAL 050630	150,000.00	154,365.00	
米ドル	普通社債	CHEVRON TXCO 070917	125,000.00	127,625.00	
米ドル	普通社債	COCA COLA 070515	175,000.00	187,810.00	
米ドル	普通社債	CONSOLIDATD EDISN 080801	175,000.00	175,577.50	
米ドル	普通社債	DOVER CORP	100,000.00	110,890.00	
米ドル	普通社債	FEDERAL HOME LOAN 051215	325,000.00	327,015.00	
米ドル	普通社債	FORTUNE BRANDS INC061201	115,000.00	116,092.50	

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
米ドル	普通社債	GANNETT CO INC 070401	150,000.00	161,520.00	
米ドル	普通社債	GE CAPITAL 070315	125,000.00	134,237.50	
米ドル	普通社債	GENERAL DYNAMICS 060515	90,000.00	89,685.00	
米ドル	普通社債	GENL MOTORS ACCEP 070116	175,000.00	173,845.00	
米ドル	普通社債	GOLDMAN SACHSGRO080115	150,000.00	154,440.00	
米ドル	普通社債	HARTFORD FINANCIAL060601	125,000.00	125,025.00	
米ドル	普通社債	HOUSEHOLDFIN 070130	150,000.00	161,715.00	
米ドル	普通社債	INTL LEASE FINANC 080123	100,000.00	99,120.00	
米ドル	普通社債	JP MORGAN CHASE & CO	150,000.00	152,085.00	
米ドル	普通社債	KEYSPAN CORP 060601	150,000.00	161,655.00	
米ドル	普通社債	KRAFT FOOD 061101	150,000.00	157,350.00	
米ドル	普通社債	NATIONAL RU 080215	150,000.00	152,805.00	
米ドル	普通社債	PACIFICORP	150,000.00	153,690.00	
米ドル	普通社債	PEPSI BOTTLING 061016	90,000.00	90,018.00	
米ドル	普通社債	PRAXAIR INC 080615SB01	125,000.00	121,550.00	
米ドル	普通社債	SLM CORP 070410	175,000.00	189,525.00	
米ドル	普通社債	UNITED HEALTH 051115	165,000.00	178,794.00	
米ドル	普通社債	US BANCORP 070823	125,000.00	128,837.50	
米ドル	普通社債	VERIZON GLOBAL 080115	175,000.00	179,025.00	
米ドル	普通社債	VODAFONE 080130	175,000.00	178,710.00	
米ドル	普通社債	WACHOVIA BK 070730	150,000.00	159,195.00	
米ドル	普通社債	WELLS FIN 070612	175,000.00	185,867.50	
	小計		4,958,425.10	5,136,151.52	
		(邦貨換算額)		(546,691,967)	
	合計			15,997,904	
		(邦貨換算額)		(1,702,816,983)	

(注)1.通貨の表示

邦貨については円単位、外貨についてはその通貨の表記単位で表示しております。

- 2.未収経過差益はありません。
- 3.外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入債券 時価比率	合計額に 対する比率
米ドル	特殊債券 55 銘柄	-	67.9%	100%
	社債券 35 銘柄	-	32.1%	100%

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2 ファンドの現況

(1) 純資産額計算書

平成 16 年 5 月 31 日現在

資産総額	1,712,582,636円
負債総額	24,699,132円
純資産総額 (-)	1,687,883,504円
発行済数量	1,683,183,198口
1 万口当り純資産額 (/)	10,028円

(2) 投資有価証券の主要銘柄

平成 16 年 5 月 31 日現在

順位	地域	種類	銘柄名	額面 (米ドル)	帳簿価額		時価評価額		利率(%)	償還期限	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)			
1	米国	国債証券	FREDDIE MAC DISCO 040823	600,000	10,974.88	65,849,305	10,976.64	65,859,873	-	2004/8/23	3.90
2	米国	国債証券	FANNIE MAE DISCO0 040825	600,000	10,974.03	65,844,233	10,975.52	65,853,171	-	2004/8/25	3.90
3	米国	特殊債券	FANNIE MAE POOL 725215	1,197,634.89	11,574.91	138,625,183	11,440.61	137,016,789	6.0	2018/5/1	8.12
4	米国	特殊債券	FANNIE MAE POOL 616218	1,142,885.09	11,418.59	130,501,458	11,258.98	128,677,231	5.5	2016/11/1	7.62
5	米国	特殊債券	FANNIE MAE 15Y 170601	478,907.69	11,708.10	56,071,032	11,623.34	55,665,102	6.5	2017/6/1	3.30
6	米国	特殊債券	FREDDIE MAC 190315	375,000	11,211.64	42,043,680	11,099.36	41,622,624	3.5	2019/3/15	2.47
7	米国	特殊債券	FREDDIE MAC090715	350,000	11,100.46	38,851,635	11,056.43	38,697,523	3.0	2009/7/15	2.29
8	米国	特殊債券	FREDDIE MAC	300,000	11,209.44	33,628,339	11,121.38	33,364,147	3.5	2011/10/15	1.98
9	米国	特殊債券	DAIMLER CHRYSLER 070206	250,000	11,228.16	28,070,400	11,162.11	27,905,280	3.78	2007/2/6	1.65
10	米国	特殊債券	ONYX ACCEPTANCE 080317	255,000	11,021.20	28,104,084	10,901.22	27,798,117	2.19	2008/3/17	1.65
11	米国	特殊債券	CHASE MANHATTAN 080915	225,000	11,342.64	25,520,947	11,217.15	25,238,592	4.24	2008/9/15	1.50
12	米国	特殊債券	GNMA 130415	205,482.51	11,787.36	24,220,976	11,701.50	24,044,543	6.5	2013/4/15	1.42
13	米国	特殊債券	WHOLE AUTO LOAN 070515	210,000	11,039.92	23,183,838	10,929.84	22,952,670	2.15	2007/5/15	1.36
14	米国	特殊債券	BANK ONE IS 080115	200,000	11,317.32	22,634,649	11,223.75	22,447,513	4.16	2008/1/15	1.33
15	米国	特殊債券	MBNA CREDIT CARD 071115	200,000	11,299.71	22,599,424	11,203.94	22,407,884	3.9	2007/11/15	1.33
16	米国	特殊債券	HONDA AUTO 071218	200,000	11,271.09	22,542,182	11,169.81	22,339,635	3.61	2007/12/18	1.32
17	米国	特殊債券	CITIBANK CREDIT 090120	200,000	10,982.68	21,965,363	10,804.35	21,608,704	2.55	2009/1/20	1.28
18	米国	特殊債券	CARMX AUTO OWNER 071015	180,000	11,034.41	19,861,954	10,936.44	19,685,606	2.36	2007/10/15	1.17
19	米国	特殊債券	CIT EQPMNT 120920	175,952.56	11,207.24	19,719,433	11,163.21	19,641,958	4.84	2012/9/20	1.16
20	米国	特殊債券	NOMURA ASSET SECU 300315	150,000	12,304.74	18,457,113	12,002.02	18,003,033	6.59	2030/3/15	1.07
21	米国	特殊債券	FIRST UNION LEHMA 351118	150,000	12,251.90	18,377,856	11,937.07	17,905,612	6.56	2035/11/18	1.06
22	米国	特殊債券	CHASE COMMERCIAL 300518	149,421.84	12,196.86	18,224,777	11,832.49	17,680,337	6.56	2030/5/18	1.05
23	米国	社債券	SLM CORP 070410	175,000	11,921.66	20,862,912	11,650.86	20,389,017	5.625	2007/4/10	1.21
24	米国	社債券	COCA COLA 070515	175,000	11,813.78	20,674,124	11,556.19	20,223,347	5.25	2007/5/15	1.20
25	米国	社債券	UNITED HEALTH 051115	165,000	11,928.26	19,681,643	11,764.24	19,411,011	7.5	2005/11/15	1.15
26	米国	社債券	GENL MOTORS ACCEP 070116	175,000	10,935.34	19,136,857	10,969.47	19,196,576	2.04188	2007/1/16	1.14
27	米国	社債券	KEYSPAN CORP 060601	150,000	11,863.32	17,794,982	11,673.98	17,510,976	6.15	2006/6/1	1.04
28	米国	社債券	HOUSEHOLDFIN 070130	150,000	11,867.72	17,801,587	11,623.34	17,435,020	5.75	2007/1/30	1.03
29	米国	社債券	GANNETT CO INC 070401	150,000	11,853.41	17,780,121	11,606.83	17,410,252	5.5	2007/4/1	1.03
30	米国	特殊債券	CRUSADE GLOBAL 340918	205,064.68	11,021.20	22,600,607	11,021.20	22,600,607	1.3	2034/9/18	1.34

* 上位 30 銘柄

* 投資比率はファンドの純資産総額に対する各銘柄の時価評価額比率です。

* 帳簿価額、時価評価額については、計算日におけるわが国の対顧客電信売買相場の仲値により邦貨換算して
います。

種類別投資比率

平成 16 年 5 月 31 日現在

地域	種類	投資比率 (%)
米国	国債証券	7.80
	特殊債券	69.32
	社債券	17.60
合計		94.72

* 投資比率はファンドの純資産総額に対する評価額比率です。

(3) 投資不動産物件

該当事項はございません。

(4) その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

第3 その他

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称、所在地、ロゴ・マーク、図案、ファンドの愛称を使用し、ファンドの基本的性格を記載することがあります。
- (2) 目論見書の表紙裏に、当ファンドにおける留意事項(価額変動リスク、権利行使・契約解除期間の制限、元本欠損の可能性) 等を記載することがあります。
- (3) 目論見書の冒頭部分に届出書本文「第一部 証券情報」ならびに「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の主要内容を要約し、「目論見書の概要」として記載することがあります。
- (4) 目論見書に用語集、信託約款等を添付することがあります。
- (5) 要約目論見書を、特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第12条第1項第2号に基づく同条同項第1号口に規定する書類として、使用することがあります。

当要約目論見書は、パンフレット、チラシ、ポスター、ダイレクトメール(ハガキ、封書用)として使用されるほか、新聞、雑誌、書籍およびインターネット等に掲載されることがあります。

当要約目論見書は、使用形態によってレイアウト、用紙および印刷の色、デザイン等が変更されることがあります。また、写真、イラスト、キャッチ・コピー、ファンド名ロゴマーク、社名ロゴマークを付加して使用することがあります。

ファンドの運用実績、運用状況に関する以下の情報等について、数値、グラフ、表、文章で表示することがあります(データは日次、週次、月次等で表示し、適時更新します。)

- ・基準価額、分配金、利回り、純資産の推移等

- ・業種・セクター別、市場別、国別、格付別、残存年限別、銘柄ごとの組入比率および組入額等
上記に関連して、ファンドのベンチマークに関する情報を併せて記載することがあります。

ファンドマネージャーに関する情報(氏名、写真、略歴等)およびそのコメントを記載することがあります。

上記に加えて、以下の趣旨の事項を記載することがあります。

- ・投資信託は、預金ではありません。

- ・投資信託は預金や保険契約とは異なり、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

- ・投資信託は値動きのある証券に投資しますので、元本および収益分配金が保証されているものではありません。

- ・投資信託の運用による損益は、すべて投資家の皆様に帰属します。

投信評価会社、投信評価機関等による評価を取得、使用することがあります。

第4 内国投資信託受益証券事務の概要

(1) ファンド受益証券の名義書換

受益者が委託会社の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続きによって名義書換を委託会社に請求するこ

とができます。名義書換手続きは委託会社にて行なうものとし、受益者から請求があるときは、取扱販売会社はこれを委託会社に取次ぎます。

名義書換手続きは、毎計算期間の末日の翌日から 15 日間停止されます。

名義書換手数料は、徴収しません。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限

無記名式受益証券の譲渡に制限はありません。

記名式受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続きによる名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(4) 受益証券の再発行

無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続きにより再交付を請求したときは受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記の規定を準用します。

受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

りそな・米国短期債オープン 約款

【運用の基本方針】

約款第 18 条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

【基本方針】

この投資信託は、主として米国の公社債に投資を行ない、安定した収益の確保をめざして運用を行ないます。

【運用方法】

(1)投資対象

米国の公社債を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として米国の国債、政府機関債、社債、モーゲージ担保証券、アセットバック証券、米ドル建ヤンキー債および短期金融商品などに分散投資を行ない、安定した収益の確保をめざします。

ポートフォリオの構築にあたっては、債券のセクター配分を重視し、マクロ経済予測、市場分析、企業分析などにより最適と考えられるセクター配分をアクティブに適時行ないます。

運用にあたっては、以下の方針に基づき各種リスクの低減を図ります。

信用リスクの低減をはかるため、原則としてポートフォリオの組入れ債券の平均格付けを Aa 格(原則として、ムーディーズ社の格付けを利用します。)以上、個別銘柄の格付けは購入時 A 格以上(ムーディーズ社または S&P 社で A 格)とします。

さらに、金利リスク低減をはかるため、平均デュレーションを 2 年程度に抑えます。

外貨建て資産については、原則フルヘッジで臨み、為替リスクの低減に努めることを基本とします。

投資対象国は、主として米国といたしますが、投資環境・市況動向によっては、米国以外の先進国の公社債に投資を行なうこともあります。

運用にあたりましては、米国のウエリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピーに運用指図に係る権限の一部(ファンドの外貨建て資産(為替ヘッジを除く)に関する運用指図)を委託します。

ただし、市況動向や資金動向等によっては、上記の運用方針に従った運用ができない場合があります。

なお、国内において行なわれる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行なうことができます。

また、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことができます。

【運用制限】

(1)株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への投資は、信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

(2)同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

(3)同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものへの投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以下とします。

(4)同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

(5)投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

(6)外貨建資産への投資には制限を設けません。(当該外貨建資産に対して為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を行うことができます。)

(7)私募により発行された有価証券(短期社債等を除く。)への投資は信託財産の純資産総額の 15% 以

下とします。

【収益分配方針】

毎決算時（4月11日、10月11日。ただし、休業日の場合には翌営業日）に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

分配対象額についての分配方針

分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき運用の基本方針に沿った運用を行ないます。

追加型証券投資信託 りそな・米国短期債オープン 約款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、ユーエフジェイ信託銀行株式会社を受託者とします。

【信託事務の委託】

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

【信託の目的、金額および追加信託の限度額】

第2条 委託者は、金3,196,690,000円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者は、これを引き受けます。

委託者は、受託者と合意のうえ金1兆円を上限として信託金を追加できるものとし、追加信託を行なったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

【信託期間】

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第52条第1項、第53条第1項、第54条第1項および第56条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

【受益証券の取得申込みの勧誘の種類】

第3条の2 この信託にかかる受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第13項で定める公募により行われます。

【当初の受益者】

第4条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【受益権の分割および再分割】

第5条 委託者は、第2条第1項による受益権については3,196,690,000口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第6条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第6条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第28条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第31条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第7条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益証券の発行および種類】

第8条 委託者は、第5条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金票付きの無記名式の受益証券を発行します。

委託者が発行する受益証券は、1万口券、10万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券、5,000万口券の6種類とします。

保護預り契約および自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むもの)とします。この場合「自動けいぞく投資約款」は別の名称に読みかえるものとします。

にしたがう契約（以下、「別に定める契約」といいます。）に基づいて、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ）または登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）が保管する受益証券については、前項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

【受益証券の発行についての受託者の認証】

第9条 委託者は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。
前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

【受益証券の申込単位および価額】

第10条 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第8条の規定により発行される受益証券をその取得申込者に対し、1万口以上1万口単位をもって、当該受益証券の取得の申込に応ずるものとします。ただし、委託者の指定する証券会社および登録金融機関と別に定める契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応ずることができます。
前項の規定にかかわらず、前項の取得申込日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、受益証券の取得の申込の受付は行ないません。
前2項の受益証券の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益証券の価額は、1口につき1円とします。
第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益証券の価額は、原則として、第42条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

【受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き】

第11条 委託者は、受益者が委託者の定める手続きによって請求したときは、無記名式の受益証券と引き換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引き換えに無記名式の受益証券を交付します。
記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続きによって名義書換を委託者に請求することができます。
前項の規定による名義書換の手続きは、第42条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

【記名式の受益証券譲渡の対抗要件】

第12条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

【無記名式の受益証券の再交付】

第13条 委託者は、無記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって公示催告による除権判決の謄本を添え再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。

【記名式の受益証券の再交付】

第14条 委託者は、記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続きによって再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。

【毀損した場合等の再交付】

第15条 委託者は、受益証券を毀損または汚損した受益者が、委託者の定める手続きによって受益証券を添え再交付を請求したときは、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前2条の規定を準用します。

【受益証券の再交付の費用】

第16条 委託者は、受益証券を再交付するときは、受益者に対して実費を請求することができます。

【運用の指図範囲】

第17条 委託者（第19条に規定する委託者から委託を受けたものを含みます。以下、第18条、第20条から第29条まで、第31条、第37条から第40条までについて同じ。）は、信託金を、主として次の有価証券に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2.国債証券
- 3.地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券

- 5.社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- 6.特定目的会社にかかる特定社債券（証券取引法第2条第1項第3号の2で定めるものをいいます。）
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（証券取引法第2条第1項第5号で定めるものをいいます。）
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書（証券取引法第2条第1項第5号の2で定めるものをいいます。）
- 9.特定目的会社に係る優先出資証券（証券取引法第2条第1項第5号の3で定めるものをいいます。）
- 10.コマーシャル・ペーパー
- 11.新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- 12.外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.証券投資信託または外国投資信託証券の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 14.投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- 15.外国貸付債権信託受益証券（証券取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 16.オプションを表示する証券または証書（証券取引法第2条第1項第10号の2で定めるものをいいます。）
- 17.預託証書（証券取引法第2条第1項第10号の3で定めるものをいいます。）
- 18.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.貸付債権信託受益権（証券取引法第2条第2項第1号で定めるものをいいます。）
- 20.外国法人に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものおよび第14号の証券のうちクローズド・エンド型のものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券のうちクローズド・エンド型以外のものを以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託
- 3.コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形
- 5.抵当証券

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項第1号から第5号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式、新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をいたしません。

委託者は、信託財産に属する私募により発行された有価証券（短期社債等を除く。）の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の15を超えることとなる投資の指図をいたしません。

【運用の基本方針】

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。

【運用の権限委託】

第19条 委託者は、信託財産の指図に関する権限のうち、外貨建資産(為替ヘッジを除きます。)の運用について権限を次のものに委託します。

ウェリントン・マネジメント・カンパニー・エルエルピー

75 State Street, Boston, Massachusetts 02109

前項の委託を受けたものが受ける報酬は、第45条の規定に基づいて委託者が受ける報酬から、

毎計算期末または信託終了のとき支弁するものとし、その報酬額は、信託財産の純資産総額に応じ、信託財産の純資産総額に次に定める率を乗じて得た金額とします。

信託財産の純資産総額のうち

最初の 50 億円までの部分 年 1 万分の 25

50 億円超 100 億円以下の部分 年 1 万分の 20

100 億円超 250 億円以下の部分 年 1 万分の 15

250 億円超の部分 年 1 万分の 12.5

第 1 項の規定にかかわらず、第 1 項により委託を受けたものが、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託者は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

【投資する株式等の範囲】

第 20 条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、証券取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第 21 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。

【信用取引の指図範囲】

第 22 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができます。

前項の信用取引の指図は、当該売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【先物取引等の運用指図】

第 23 条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）

委託者は、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第 24 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の合計額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第 25 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第 3 条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の合計額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の合計額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託者はすみやかに、その超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算定した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

第 26 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。

2.公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第 27 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売り付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買い戻しにより行なうことの指図をすることができるものとします。

前項の売り付けの指図は、当該売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売り付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売り付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第 28 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認められた時は、担保の提供の指図を行なうものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

第 1 項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【同一銘柄の転換社債等への投資制限】

第 29 条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに新株予約権付社債のうち商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがあるものの時価総額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第30条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約取引の指図および範囲】

第31条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内にその超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

【保管業務の委任】

第32条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託財産に属する資産を外国で保管する場合には、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる金融機関と保管契約を締結し、これを委任することができます。

【有価証券の保管】

第33条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

【混蔵寄託】

第34条 金融機関または証券会社から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

【一括登録】

第35条 (削除)

【信託財産の表示および記載の省略】

第36条 信託財産に属する有価証券については、委託者または受託者が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

【有価証券の売却等の指図】

第37条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

【再投資の指図】

第38条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第39条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、信託財産において一部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

前項の資金借入額は、次の各号に掲げる要件を満たす範囲内の額とします。

- 1.一部解約金の支払資金の手当のために行なった有価証券等の売却等による受取りの確定している資金の額の範囲内。
- 2.一部解約金支払日の前営業日において確定した当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内。
- 3.借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%以内。

前項の借入期間は、有価証券等の売却代金の入金日までに限るものとします。

借入金の利息は信託財産中から支弁します。

【損益の帰属】

第40条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

【受託者による資金の立替え】

第41条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は、資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第42条 この信託の計算期間は、毎年4月12日から10月11日まで、10月12日から翌年4月11日までとするを原則とします。なお、第1計算期間は平成11年4月28日から平成11年10月11日までとします。
前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第43条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。
受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する総計算書および報告書を作成して、これを委託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第44条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬に係る消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）に相当する金額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.005%の率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のとき、当該消費税等相当額とともに信託財産の中より支弁するものとします。

【信託報酬等の額】

第45条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第42条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た額とします。
前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

【収益分配】

第46条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
2.売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬、当該監査報酬に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

【追加信託金および一部解約金の計算処理】

第47条 （削除）

【収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責】

第48条 受託者は、収益分配金および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第49条第1項および第4項規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第49条第5項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。
受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第49条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託者は原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付します。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益証券の売り付けを行いません。ただし、第51条第3項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益証券に帰属する収益分配金があるときは、第1項の規定に準じて受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、前項の受益者がその有する受益証券の全部もしくは一部の口数について、あらかじめ計算期間を指定し、前項の収益分配金の再投資にかかる受益証券の売付けを中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益証券に帰属する収益分配金を当該計算期間終了の都度受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引換えに受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行なうものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第1項の場合には収益分配金交付票に、第4項および第5項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害について、その責を負わないものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第50条 受益者が、収益分配金については第49条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について第49条第4項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

【信託の一部解約】

第51条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1万口単位（ただし、別に定める契約にかかる受益証券については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。前項の規定にかかわらず、前項の一部解約の実行の請求日がニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日（一般に米国の銀行休業日に相当）の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関に対し、受益証券をもって行なうものとします。

第3項の一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

委託者は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

（削除）

（削除）

【信託契約の解約】

第52条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより信託財産の純資産総額が10億円を下回ることとなった場合あるいは受益権の口数が当初設定にかか

る受益権口数の10分の1を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

【信託契約に関する監督官庁の命令】

第53条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第57条の規定にしたがいます。

【委託者の認可取消等に伴う取扱い】

第54条 委託者が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第57条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託業者と受託者との間において存続します。

【委託者の営業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第55条 委託者は、営業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により営業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する営業を承継させることがあります。

(削除)

【受託者の辞任に伴う取扱い】

第56条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託者は、第57条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

【信託約款の変更】

第57条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

